

市政

遺児就学援助金などを支給

交通事故や病気などの理由で、親権者の一方が双方を亡くした児童(遺児)の保護者に援助金などを支給します。

対象市内在住の義務教育課程にある遺児の保護者 **支給額** 遺児一人当たり月額3千円、年2回図書カード **必要書類** 籍謄本(死亡した方と遺児、保護者の関係が分かるもの)、保護者名義の預金通帳 **問合せ** こども支援課へ内線1536

高等職業訓練促進給金を支給

国家資格などを取得するための養成機関に修学している方に給付金を支給します。

対象市内在住の母子・父子家庭の父母で、修学期間が1年以上の資格取得養成機関に修

児童の支援・補助員を募集しています

学務課へ内線5655

学を希望する方 **対象資格** 看護師(准看護師)、介護福祉士、歯科衛生士など **支給額** 非課税世帯：月額10万円 ▼ 課税世帯：月額7万5000円 **支給期間** 修学中のうち3年間 **※所得制限などの条件あり。事前の相談が必要 問合せ** こども支援課へ内線1536

ひとり親家庭などに児童扶養手当や医療費を支給

次の方が申請することで受給できます。なお、児童扶養手当は申請月の翌月分から、医療費は原則申請日から支給されますので、早めの手続きをお願いします。

対象市内在住で、次のいずれかに該当する児童(18歳になる年の年度末まで。障害がある児童は20歳未満)を養育している方 ▼ 父母が離婚 ▼ 父が死亡 ▼ 父か母に重度の障害がある ▼ その他の理由で父母と生計を別にして

※医療保険加入、所得制限などの条件あり。事前の相談が必要 **児童扶養手当の支給額** (児童1人当たりの月額) ▼ 1人め：9千980円 ▼ 4万2千290円 ▼ 2人め：5千円 ▼ 9千990円加算 ▼ 3人め以降：1人につき3千円

5千990円加算 **※支給額は3月末日現在 問合せ** こども支援課へ内線1536 **ふるさと納税の返礼品対象者が変わります**

市では、これまで「ふるさと納税」として、狭山市に寄附された方には、市内・市外在住を問わずに返礼品をお送りしていましたが、総務大臣からの通知を受け、4月1日からは、寄附の返礼品の対象者は狭山市外在住の方に限ります。

第7期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の説明会

日時・場所 ①3月20日(火)、18時30分～20時30分・水野公民館 ②3月22日(木)、18時30分～20時30分・広瀬公民館 ③3月23日(金)、15時30分～17時30分・市役所6階会議室 **問合せ** 長寿安心課へ内線1553

富士見集会所の業務を再開 富士見集会所は、改修工事が終了し、4月2日(月)から利用できるようになります。 **問合せ** 社会教育課内線5675

障害のある方に手当を支給

障害のために常時介護を必要とする方が、自立した生活を送れるよう、国や市では手当を支給しています。次の手当がありますので、該当する場合は、申請してください。なお、所得による支給制限があり、申請には所定の診断書が必要です(療育手帳をお持ちの方を除く)。

■重度の障害がある方への手当

▶特別障害者手当

対象 重度の障害があり、日常生活で常に特別の介護が必要な、次のいずれかに該当する20歳以上の方

- ①身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度の障害が重複している方
- ②ひとつの障害であっても、①と同程度の状態にある方(肢体不自由や精神障害で日常生活において全面的に介助が必要な方や、内部障害などで絶対安静の状態にある方など)

受給できない方 継続して3か月を超えて入院している方や施設に入所中の方

▶障害児福祉手当

対象 重度の障害があり、日常生活で常に介護が必要な、次のいずれかに該当する20歳未満の方

- ①身体障害者手帳1級の一部と2級の一部の方
- ②療育手帳Aの方
- ③精神障害、血液疾患、肝臓疾患などで①・②と同程度の障害がある方

受給できない方 障害を理由とする年金を受けている方や施設に入所中の方

▶在宅心身障害者福祉手当

対象 次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1～3級(3級は20歳未満)の方
- ②療育手帳A・A・B・C(Bは20歳未満、Cは20歳以上)の方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の方など①・②と同程度の障害があると認められる方

受給できない方 施設に入所中の方、特別障害者手当か障害児福祉手当を受給されている方、65歳以上で平成22年4月1日以降に手帳の新規交付を受けた方、住民税が課税されている方

■障害のある子どもの保護者への手当

▶特別児童扶養手当

対象 次の一定の障害のある20歳未満の子どもを養育している保護者のうち、生計を維持する方

- ①身体障害者手帳1～3級と4級の一部の方または療育手帳A・A・Bの方
- ②①と同程度の障害がある方

受給できない方 障害を理由とする年金を受けている方や施設に入所中の方の保護者

問合せ 障害者福祉課へ内線1591

暮らし

情報ガイド

自転車保険の加入が義務化されます

埼玉県では、4月1日から自転車損害保険への加入が義務化されます。自転車を利用する方は、必ず損害保険に加入しましょう。詳細は、ホームページをご覧ください。 **問合せ** 交通防犯課へ内線3692

下水道宅内排水設備の清掃などの勧誘にご注意を

突然、見知らぬ業者の訪問があり、宅地内の下水道排水設備の点検や清掃を勧められたという問い合わせが市に寄せられています。宅地内の排水設備は個人の財産であるため、市では個人宅に対してこのような委託事業は行つて

4月から国民年金保険料が変わります

30年度の国民年金保険料は、月額1万6千340円です。納付書は、4月初旬に日本年金機構から送付されます。なお、保険料を納付期限までにまとめて支払う「前納制度」を利用すると割引引きがあり、お得です。

前納額 ▼2年前納：37万8千580円(1万4千420円割引) ▼1年前納：19万2千600円(3千480円割引) ▼6か月前納：9万7千240円(800円割引) **納付期限** ▼2年前納：1年前納：6か月前納(4～9月分)：5月1日(火) ▼6か月前納(10～3月分)：10月31日(水) **※2年前前納を希望する方は、事前に申し出が必要です 問合せ** 保険年金課内線1056か所沢年金事務所へ ☎2998・0170

早期不妊検査費助成と早期不妊治療費助成

不妊検査、特定不妊治療体

Jアラートの訓練放送を実施

全国瞬時警報システム(Jアラート※)を利用した訓練放送を行います。実際の災害とお間違えにならないようご注意ください。

日時 3月14日(水)、11時ごろ **放送内容** 「これはJアラートのテストです」(3回繰り返す)「こちらは防災さやまです」

※大規模地震などの緊急事態が発生した場合、国が情報を送信して市区町村の防災行政無線を自動起動し、住民などに瞬時に情報を伝達するシステム

問合せ 危機管理課へ内線3694

引っ越しに伴う暮らしの手続きは電子申請で

転出・転居に伴う一般家庭の粗大ごみ収集の申し込みや、転入に伴う水道使用開始届などの手続きは、インターネット

外受精・顕微授精を受けた夫婦を対象に検査費や治療費の一部を助成しています(条件あり)。平成29年4月1日～30年3月31日に受けた検査や治療は、3月30日(金)までに申請が必要です。申請期限に間に合わない場合は、必ず3月30日(金)までに保健センターへご連絡ください。

問合せ 同センターへ ☎2959・5811

リサイクルマーケット・さやまの出店者を募集

日時5月19日(土)、9時～13時(雨天決行) **場所** 上奥富運動公園 **対象** 営利目的でない市内在住の方 **区画数** 190区画(1区画5m×3m。多数は抽選) **費用** 1区画5000円(当日徴収) **申込み** 4月13日(金)必着で、外封筒の裏に郵便番号、住所、氏名・ふりがな、電話番号、「出店希望」と明記し、中に切手を貼った返信用封筒(宛て名を記入)を入れ、奥富環境センター内リサイクルマーケット・さやま実行委員会(〒350-1333 上奥富897-1)へ **※一世帯1通のみ。記入内容に不備がある場合は無効 問合せ** 同センターへ ☎2953・2831